

(使用料)

第9条 使用者は別表1に定める使用料を納入しなければならない。

2. 使用料の払込は、原則として申請書の提出と同時に前納するものとする。

(使用料の還付)

第10条 次の各号に掲げる場合は、使用料を還付することができる。

(1) 天災地変等の不可抗力により使用できなかったとき、又は公民館の都合により申請を取り消したとき。

(2) 使用者の都合により、前日までに申請を取り消したとき。

(使用料の減免)

第11条 自治会長は、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料及び備品貸出料を免除又は減免することができる。

(1) 自治会が行政上の必要により使用するとき。

(2) 自治会が主催、共催又は後援する行事に使用するとき。

(3) その他自治会長が認めるものが使用するとき。

(特別の設備の承認)

第12条 使用者は、公民館使用のため特別の設備を施そうとするときは、あらかじめ自治会長の承認を受けなければならない。

(き損滅失の届け出)

第13条 使用者は、建物又は付属品をき損し、又は滅失したときは、自治会長に届け出て、弁償を含めその指示を受けなければならない。

第14条 この規則の改廃は、自治会総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 公民館管理運営細則は平成20年12月20日に廃止する。

2. この規則は平成20年12月20日から自治会規約第13条3項を適用し施行する。

(適用期間平成20年12月20日～平成21年4月定期総会日まで)